

災害時における物資等の供給に関する協定書

姫路市(以下「甲」という。)と株式会社スギ薬局(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第2条第1号に規定する災害の発生、若しくは災害に発展する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、一般用医薬品を中心とした物資(以下「物資等」という。)供給協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時において、甲と乙が協力して市民生活の安定を図るため、物資等の供給協力に関する事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、物資等を必要とするときは、乙の業務に支障をきたさない範囲内で、物資等の供給について協力を要請することができる。

(物資等の範囲)

第3条 甲が、乙に供給を要請することができる物資等の範囲は、次に掲げるもののうち甲の要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品(別表1)のうち、主に一般用医薬品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資と乙が判断した商品

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する要請は、物資供給要請書(様式第1号)をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後物資供給要請書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

(物資等の運搬及び供給)

第5条 物資等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その場所への運搬は、乙または乙の指定するものが行うものとする。

2 乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。甲は、乙が上記の規定により物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

3 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとし、物資供給報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が提供した物資等の代金は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 第1項の他、別途費用が発生した場合の負担については甲乙協議の上、決定する。

(費用の支払)

第7条 物資等の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認した後、乙に対し速やかに支払うものとする。

(営業再開の協力)

第8条 甲は、災害時において、姫路市に所在する乙の店舗の営業再開に向けて、乙に協力しなければならない。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める連絡届(様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(責任制限)

第10条 乙は、本協定第3条(物資等の範囲)に基づく債務のうち供給できない物資等がある場合及び第5条(物資等の運搬)に基づく物資等の運搬に遅延が発生した場合においても、その責任を負担しないものとする。

(協議)

第11条 甲と乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 本協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を有するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年（2021年） 1月 17日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1
株式会社スギ薬局
代表取締役社長 杉浦 克典